

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸上自衛隊那覇訓練場磁気探査		
	作 成	令和7年 6月19日
	変 更	
	作成部隊等名	第15施設隊

**1 総則**

本仕様書は、陸上自衛隊那覇訓練場の磁気探査について適用する。

**2 時期（基準）**

令和7年7月14日～同年7月25日（土、日、祝日を除く。）

**3 場所**

沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊那覇訓練場

**4 目的**

本探査は、陸上自衛隊第15旅団が実施する訓練場整備における、地表面下0.5mの不発弾の有無の調査・確認・発掘を目的とする。

**5 探査面積**

5590㎡

**6 作業に関する要求**

- a) 本探査は、表層の確認探査が完了した後、探査終了後の整地は陸上自衛隊15旅団が実施するものとする。
- b) 本探査による測定された異常点について、磁気量0.7μWB以上は、確認掘削及び異常物撤去後の確認探査を実施するものとする。なお、0.7μWB未満の磁気量であっても解析の結果不発弾のおそれのあるものについては、確認掘削及び異常物撤去後の確認探査を行うものとする。
- c) 本探査の実施にあたり、地形及び地質等の状況により探査範囲等の変更の必要が認められる場合は担当官と協議するものとする。
- d) 本探査に使用する磁気傾度計は、大型爆弾及び砲弾類（250kgf以上）で深度-2.0m小型爆弾（50kgf）等で深度-1.0mまで探査できる性能を有しているものとする。
- e) 本探査方法では、深度-0.5m毎の経層探査（探査路線間隔1m）を標準とするものとする。
- f) 本探査の実施にあたっては、事前に施工計画書を担当官に提出し、承諾を得るものとする。
- g) 本探査実施中に測定された異常点は、正確な位置を平面図に記入し、担当官に報告するものとする。
- h) 本探査実施中に不発弾を発見した場合は、バリケード等の安全対策をおこなうとともに、速やかに担当官に報告するものとする。
- i) 本探査の実施場所が、鉄類等による磁気変化の影響を受けやすい場所で探査結果が明確にならない等の問題が生じると予想される場合は、その影響をなくすよう工夫するとともに、報告するものとする。
- j) 探査中または、発掘中の不発弾等の事故については、請負者が全責任を負うものとする。なお探査実施前に下記の保険契約書（写）を担当官に提出するものとする。
- k) 本探査の成果品については、十分なる精査・考察を行うものであるが、業務の特殊性により成果

品に対し、生産物賠償責任保険を請負者の責任において掛けるものとし、探査実施前に保険契約証（写）を担当者に提出するものとする。

**1) 提出書類**

生産物賠償責任保険契約証（写）

l) j)、k)項で契約した保険については契約内容に変更が生じた場合は、甲乙協議を速やかに行い契約を変更し、変更契約書を担当者に提出するものとする。

なお、保険期間は、探査着手後3年とする。

**1) 提出書類**

変更契約書

m) 本探査完了後、下記内容の探査報告書を2部提出するものとする。また工事日報、測定記録簿（原本）についても提出するものとする。

**1) 提出書類**

1.1) 異常点位置図（S = 1 / 300程度）

1.2) 探査路線図

1.3) 異常点測定一覧表

1.4) 確認異常物全写真（カラーサービス版）

1.5) その他必要事項

n) 提出された報告書に疑義がある場合は、再調査を実施させる場合がある。

o) 作業責任者は次のいずれかにあてはまるものとする。

1) 港湾海洋調査士（危険物探査部門）の資格を有する技術者

2) 地質調査士の資格又は測量士（補）の資格を有し、かつ磁気探査の経験を有する技術者

p) 確認掘削・確認探査を行う技術者は、火薬類取扱保安責任者（甲または乙種）の資格を有する技術者とする。

q) 本探査の実施数量（探査面積）に変更がある場合には、担当官と協議の上、後日生産するものとする。

探查地域要図 (那覇訓練場A-3地区)

